

第69回議会力向上会議記録（抄）

（6. 1. 22）

一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

1. 大綱質疑における審議時間の見直しについて（5月・11月定例会の運用方法）

前回の会議において、令和5年11月定例会において試行した内容（大綱質疑の発言時間を、20分+20分×会派構成議員数（答弁時間を含む）とする）の検証を行うこととしていた件について、座長より、次のとおり提案があった。

【座長の提案】

これまで同内容で何度か試行したが、特に大きな支障は生じなかったと考えており、令和6年度から5月・11月定例会の大綱質疑の発言時間を2月・8月定例会の発言時間と同様に、20分+20分×会派構成議員数（答弁時間を含む）とする内容で本格実施したい。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○会派としては、20分×会派構成議員数（答弁時間を含む）とすべきと考える。
公明党 堺市議団	○座長の提案どおりでよい。
自由民主党・ 市民クラブ	○座長の提案どおりでよいが、少数会派にも配慮が必要と考える。
堺創志会	○少数会派にとって発言時間は重要な問題であるため、会派に持ち帰って検討したい。 ○11月定例会で試行した発言時間では、取り上げたかった項目を取り上げることができなかった。
日本共産党 堺市議会議員団	○11月定例会で試行した発言時間では、質疑・質問項目を削らざるを得なかったため、座長の提案には反対である。
長谷川俊英議員	○実情は変わらないため、あえて反論しない。座長の提案について、各会派が合意できるのであればそれでよい。

【座長の意見】

- 他自治体議会と比較しても、堺市議会はこれまでも少数会派に配慮している。
- 大会派は会派の発言時間を全て使用せず質問時間を短縮している現状もある。
- 会議規則で規定されている会議時間（午前10時から午後5時まで）の中で収めることが原則であり、そのためには効率よく質問を行うことが重要である。

【協議結果】

本件については、2月定例会の議会運営委員会において、出された意見も含め報告し、協議・決定することとなった。

2. 常任委員会における陳情審査に係る発言時間について

本件について、座長より、現行の常任委員会審議方法の説明の後、次のとおり説明があり、各会派等の意見を聴取した。

【現行の常任委員会審議方法】

- 常任委員会の発言時間は、1議題につき、委員は30分（質問・討論あわせて）、委員外議員は15分（付託議案に係る質疑に限る）であり、それぞれ答弁時間を含まない。
- 常任委員会の議題は、①市長提出案件及び所管事務、②議員提出議案、③請願、④陳情である。

【座長の説明】

- これまでの常任委員会の陳情審査の審議では、①市長提出案件及び所管事務の場でなされる質問と同じような質問が行われていること、また、陳情者の陳情趣旨や陳情内容が含まれない質問が行われている状況が見られる。このような状況について、様々な会派から、問題があるのではないかとの意見が寄せられた。
- 上記のような状況は、常任委員会委員長の差配で改善することは難しいため、陳情審査の発言時間の制限へ誘導することにより、本来の陳情審査の目的に適う質問となるようにしたい。
- 本件について、以下の案を提案する。

【座長案】

- ・陳情審査の発言時間を、委員は15分、委員外議員は5分（それぞれ答弁時間を含まない）とする内容で、2月定例会において試行実施する。
- ・2月定例会終了後に検証を行う。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○運用のルールと実態に乖離がある。最近、陳情審査において市長提出案件及び所管事務の延長のような質問が行われているのをよく見受ける。各会派等で運用ルールを徹底すべきである。 ○陳情審査の発言時間を削減することには賛成である。
公明党 堺市議団	○座長案のとおり試行することによい。
自由民主党・ 市民クラブ	○座長案のとおり試行することによい。
堺創志会	○一般質問の発言時間30分と比較し、陳情審査の発言時間を15分とすることについては妥当なところと考えるが、一方で委員外議員の発言時間が5分というのは短い。会派に持ち帰って検討したい。
日本共産党 堺市議会議員団	○発言時間は議員の権利であり、また、陳情には陳情者の思いがあるため、陳情審査の発言時間の削減は容易に行うべきではない。発言時間はしっかり保障していただきたい。
長谷川俊英議員	○陳情審査で会議時間を延長している事実はあり、座長の説明は理解できるが、発言時間の削減より、まずは各委員が本来の目的に沿う質問を行うよう自制すべきである。 ○委員外議員の陳情審査の発言時間について、委員の発言時間の削減（2分の1）と比較して、現行の3分の1にすることは削減幅が大きい。

【協議結果】

本件については、陳情審査の発言時間を、委員は15分、委員外議員は5分（それぞれ答弁時間を含まない）を目途とする運用とし、2月定例会において試行実施することについて、各会派等に持ち帰り検討した結果を正副座長に報告することとなった。正副座長において各会派等の意見を取りまとめ、2月定例会の議会運営委員会において、その内容を報告し、協議することとなった。

3. 電子採決システムの導入について

前回の会議において、各会派等に持ち帰り、本日の会議において協議することとしていた

○運用案の内容等について

・電子採決の対象とする議案・案件、電子採決の対象となる採決 等

○賛否の公表について（議会ホームページ）

について、座長より、次のとおり説明があり、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

○本件について、以下の案を提案する。

【座長案】

○運用の内容等

- ・電子採決を対象とする採決は、「起立採決」及び「記名投票」とする。
- ・電子採決による表決方法については、議会の意思決定となる表決について、ボタンの押し間違いの可能性を少しでも少なくするため、「賛成」・「反対」ボタンのいずれかを押す。なお、いずれのボタンも押さないときは「反対」とみなす旨を議長が採決前に宣告する。
- ・賛否の態度を留保するときは、いずれのボタンも押さない、若しくは氏名標を倒した上で議場から退席する。（※議場から退席した場合、表決の出席議員数に含まれない。）
- ・インターネット中継における電子採決映像は配信せず、電子採決の運用が円滑に行えることが確認できた段階で配信を行う。
- ・電子採決は、令和6年5月定例会から導入する。

○議案に対する賛否の公表（議会ホームページ）

- ・現行の申し合わせのとおりとする。

【各会派等より出された主な意見】

長谷川俊英議員	○記名投票は議員が投票する一連の行動に意義があると考える。
---------	-------------------------------

【協議結果】

本件については、2月定例会の2日目議会運営委員会（2月19日）において、出された意見も含め座長案を報告した上で、協議・決定することとなった。

なお、2月定例会中に議会運営委員会委員へ規定の改正案（施行日：令和6年4月1日）を配布することとなった。

4. 【委員会】 オンライン出席の運用等について（資料1 参照）

令和5年9月29日開催の会議において、ワーキンググループを設置して具体的な運用を議論することとした本件について、ワーキンググループの座長である副座長より、オンライン委員会出席の手引きについて、別紙のとおり改正案の報告があり、報告の後、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

- 令和6年5月定例会から実施するものとし、規定の施行日は令和6年4月1日とする。
- 実際に運用していく中で必要があれば、その都度、見直すなど柔軟に運用したい。

【各会派等より出された主な意見】

堺 創 志 会	○改正案9ページの「(7) 離席する際の取扱い」に記載の「委員長の離席許可の発言後、音声をミュートにしてください。」の文言について、発言しないときは常に音声をミュートにしているため、文言を修正したほうがよい。
---------	--

【協議結果】

本件については、オンライン委員会出席の手引き9ページの「(7) 離席する際の取扱い」を修正した上で改正すること、あわせて規定を改正すること（令和6年4月1日施行）を合意した。

なお、合意した内容で2月定例会の2日目議会運営委員会（2月19日）において改めて確認することとなった。

また、2月定例会中に議会運営委員会委員へ改正案（施行日：令和6年4月1日）を配布することとなった。

5. 議員の請負状況の公表について（資料2、3 参照）

前回の会議において、正副座長において内容を精査し、改めて本日の会議で示すこととしていた堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）及び同条例施行規則（案）について、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

本件の扱いについては、市民への公開方法は政務活動費関係書類と同様とし、閲覧・公開場所は市政情報センター及び議会ホームページとする。なお、閲覧・公開期間は、資産報告関係書類と同様とし、5年とする。

【協議結果】

本件については、正副座長案のとおりとすることで合意した。

なお、合意した内容で2月定例会の2日目議会運営委員会（2月19日）において改めて確認することとなった。

6. 議会における手続のオンライン化について

本件について、規定の整備及び手順について、座長より、次のとおり説明があり、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

○議会における手続のオンライン化について、政務活動費に係る手続を含め、議会における手続のオンライン化を可能にするためには、堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「デジタル手続条例」という。）の改正が必要なため、当局と調整を行い、当該条例の改正については、議員提案で改正を行うこととした。

(改正内容：第2条第2号に規定する「市の機関等」については、現在、「議会を除く」と規定されているが、当該箇所を削除することで、「市の機関等」に議会を含むように改正する。)

○また、会議規則及び委員会条例に規定している手続についてオンライン化を可能にするためには、全国市議会議長会からは、それぞれの規定に手続のオンライン化の条文を規定すべきとの見解が示されている。

○したがって、議会における手続のオンライン化については、デジタル手続条例、会議規則及び委員会条例を改正することにより、可能となることから、2月定例会において、当該規定の改正を行いたい。(令和6年4月1日施行)

【協議結果】

本件については、座長の説明のとおり、2月定例会において、議員提案でデジタル手続条例、会議規則及び委員会条例を改正することを合意した。

なお、改正案は2月定例会の2日目議会運営委員会(2月19日)において確認することとなった。

また、2月定例会中に議会運営委員会委員へ改正案(施行日：令和6年4月1日)を配布することとなった。

7. 手続のオンライン化について(政務活動費)

(1) 政務活動費の運用指針について(資料4 参照)

前回の会議において、合意した内容に基づき規定等(運用指針を含む)を見直すこととし、本日の会議で確認することとしていた本件について、正副座長案が示された。事務局からの説明の後、各会派等の意見を聴取した。

【協議結果】

本件については、正副座長案のとおり改正することを合意した。

なお、合意した内容で2月定例会の2日目議会運営委員会(2月19日)において改めて確認することとなった。

また、堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の改正については、当該規則を所管する財政課に依頼することを確認した。

(2) アプリケーションを活用したオンライン手続について

前回の会議において、大阪維新の会堺市議会議員団議員より、大阪府議会で試行し、導入予定である政務活動費のアプリケーションについて、事務局が調査を行ったアプリケーション及び大阪府議会等の事例について、座長より説明があった。

【座長の説明】

○大阪府議会において利用しているアプリケーションは実証実験中であり、無償で試行的に利用している。

○本件については、アプリケーションの実証実験が終了し、また大阪府議会等の利用状況等を確認した上で、改めて協議を行う。

【協議結果】

本件については、アプリケーションの実証実験が終了し、また大阪府議会等の利用状況等を確認した上で、改めて協議を行うこととなった。

8. 手続のオンライン化について（請願・陳情）

前回の会議において、全国市議会議長会より標準会議規則が示された後、改めて協議することとしていた本件について、標準会議規則の改正案が示されたため、座長より、次のとおり説明があり、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

- 全国市議会議長会から標準会議規則の改正案が示されたが、その内容は、請願に係る手続をはじめ、会議規則に規定されている手続についてオンライン化を可能にするための規定のみであり、請願に係る手続のオンライン化の検討材料となる内容は含まれていなかった。
- オンライン化に当たって、特に検討が必要と考えられる課題としては、
 - ・会議規則において「請願を紹介する議員の署名又は記名押印」を求めているが、オンライン化する場合、どのような手続とするか。
 - ・請願者・陳情者、請願を紹介する議員の本人確認をどのように行うか。の2点が考えられる。
- 今後の協議の進め方であるが、現在の状況で協議を行ったとしても、今後、全国市議会議長会から本人確認の手法等、運用上のガイドライン等が示された場合、協議した内容と整合しない可能性も鑑み、本日の会議では、今後も引き続き検討することとし、様々な環境が整った段階で運用を決定するものとする。

【協議結果】

本件については、引き続き協議を行っていくこととなった。

9. 手続のオンライン化について（議案提出等）（資料5 参照）

前回の会議において、全国市議会議長会より標準会議規則等が示された後、改めて協議することとしていた本件について、標準会議規則及び標準委員会条例の改正案が示されたため、座長より、次のとおり説明があり、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

- 現在、書面等によることとされている主な手続として、
 - ・国会への意見書の提出（地方自治法第99条）
 - ・委員会・議員からの議案の提出（同法第109条、第112条）
 - ・議員の資格決定に係る決定書の交付（同法第127条）など、議会から国会、議長から議員、議員から議会、議長から長あての通知等がある。
- 現在、会議規則及び委員会条例、その他の議会が所管する条例、規則、要綱等において、書面等によることとされている手続について、別紙のとおり整理した。
- なお、座長において、規定や様式等を整備することにより、比較的容易にオンライン化への対応が可能と考えるものについて、「オンライン化」の欄に「○」を記載している。その他の手続については、課題等があり検討を要し、オンライン化は容易にできない。
- よって、整理した項目について、まずは手続のオンライン化を可能としたい。

【協議結果】

本件については、別紙のとおり手続のオンライン化を実施することを合意した。

なお、合意した内容で2月定例会の2日目議会運営委員会（2月19日）において改めて確認することとなった。

また、規定の改正（施行日：令和6年4月1日）が必要となるため、2月定例会中に議会運営委員会委員へ改正案を配布することとなった。

10. AI即時反訳の活用について

前回の会議において各会派に持ち帰り、引き続き協議することとしていた本件について、座長より調査指示があった内容について、事務局より説明の後、各会派等の意見を聴取した。

【事務局からの報告】

- AI即時反訳の活用により、速記録の納品期限の延長を行った場合、速記録作成に係る費用の削減見込み額はない。
- 会議開催中の即時反訳電子データの議員への提供については、テキスト形式でメールにより提供する場合、作業に係る実働時間は15分程度と見込まれ、提供は、通常の休憩中、もしくは会議閉会后であれば提供が可能である。

【座長の意見】

議員の活動支援として、AI即時反訳電子データを即時提供し積極的に活用していくのがよい。

【協議結果】

本件については、AI即時反訳電子データを議員へ即時提供することとなった。

なお、合意した内容で2月定例会の2日目議会運営委員会（2月19日）において改めて確認することとなった。